

(お知らせ)持続化給付金は、 林業・木材産業関係者の皆様も対象になります

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支えし、再起の糧としていただくため支給されるもので、林業・木材産業関係者も対象になります。

今般、個人事業者向けと法人経営者(森林組合を含む)向けに、可能な限り分かりやすいパンフレットを作成しました。影響を受けている林業・木材産業関係者の皆様に有効活用していただければと考えています。

給付額

法人: 200万円まで

個人事業者: 100万円まで

※ただし、昨年1年間の売上げからの減少分が上限となります。

申請期間

令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金)まで

▼持続化給付金のパンフレット等はこちらから

(林業者個人向けチラシ)

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/benefit-2.pdf

(法人向けチラシ)

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/benefit-12.pdf

(詳細版パンフレット)

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/benefit-9.pdf



▼持続化給付金について(経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



▼持続化給付金の申請について(持続化給付金事務局)

https://www.jizokuka-kyufu.jp/procedures_flow/



また、持続化給付金の申請については、ホームページからの電子申請が基本となっていますが、ご自身での電子申請が困難な方向けに、補助員が電子申請の入力サポートを行う「申請サポート会場」が全都道府県に設置されています。なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制となっております。

▼申請サポート会場について(持続化給付金事務局)

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/support/>



ホームページ以外では、下記へお電話ください。

「申請サポート会場」受付専用ダイヤル(自動)	0120-835-130(24時間予約可能)
「」(オペレータ対応)	0570-077-866(平日、土日祝ともに9時～18時)

詳しい申請方法や給付対象者等につきましては、URLからご確認ください。